

大規模施設等に対する協力金について

【令和3年6月21日現在】
内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

○緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、特措法第24条第9項に基づく休業要請又は時短要請に応じた大規模施設等に対して、事業規模に応じた支援を実施。

- ・ 緊急事態措置を実施すべきとされた令和3年4月25日から適用。
- ・ 緊急事態措置区域において、基本的対処方針に定められた休業要請又は時短要請を行う場合は、国は地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、その財源の8割を支援。また、同方針に基づいて、都道府県知事の判断により上乗せ措置等を行う場合（注1）は、国はその財源の6割を支援、残りの4割についても地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用可能。

注1 ①特定都道府県知事の判断により従来の休業要請等の状況を踏まえ、時短要請の上乗せ措置（含む休業要請）を行う場合又は②まん延防止等重点措置地域において都道府県知事の判断により時短要請を行う場合

	大規模施設	テナント	百貨店の店子等
1日当たりの支給額（注2）	休業面積1,000㎡毎に20万円/日（注3）	休業面積100㎡毎に2万円/日	店舗毎に2万円/日

注2 営業時間の短縮要請に当たっては「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額を支給。

注3 自己利用部分等に限る。また、協力金支給対象となるテナント等を多数擁する施設に対して、テナント等の数に応じて、テナント等向け協力金支給単価の1割相当額を支給。